**平成２３年（フ）第２６８７号**
横浜市中区山下町24番地２　メゾン・デュ・オーラ山下町506号室
債務者　坪井　　一
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　恭志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２２８号**
熊本市帯山１丁目29番24号、前住所熊本市草葉町１番25―907号
債務者　岡本　英利
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本津紀雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第５９５号**
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目18番４号
債務者　隈部　恭生
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第５９６号**
熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目18番４号
債務者　隈部真由美
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２３年（フ）第２２４号**
佐賀県佐賀市鍋島１丁目７番25号
債務者　鮎川　昭二
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４０５号**
金沢市大額３丁目170番地　大額シャミービル203号、従前の住所石川県石川郡野々市町本町５丁目８番36号
債務者　福原　　武
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　雅志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
金沢地方裁判所

**平成２３年（フ）第２１７号**
岡山県総社市真壁187―３　オアシス102号室、住民票上の住所岡山県総社市西阿曽327番地５
債務者　荒木　哲也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市本　昭彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第４４２号**
大分県宇佐市安心院町木裳280番地の１
債務者　久恒　達也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第４４３号**
大分県宇佐市安心院町下毛2120番地の１
債務者　久恒　良夫
1　決定年月日時　平成23年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第３３９号**
佐賀県鳥栖市藤木町2274番地４
債務者　中山　峯一
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　弘志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第７７号**
山形県酒田市北新橋２丁目３番地の１　コーポけいよう203号、前住所山形県酒田市曙町１丁目11番地の９
債務者　小柳　理恵
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２３年（フ）第１７４号**
福島県いわき市平字作町１丁目２番地の２
債務者　大内さやか（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２３年（フ）第１３８３号**
さいたま市南区文蔵５丁目21番７号
債務者　平出　桂子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５４５号**
埼玉県蕨市塚越２丁目16番11号　たびや荘102号
債務者　出沼　篤二
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５５３号**
さいたま市緑区大字大間木456番地１　グリーンヒル岡村201号室
債務者　林　　尋美
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６２６号**
埼玉県和光市本町13番55号　みさか荘102
債務者　塔春　和重
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１６３８号**
埼玉県桶川市上日出谷1269―177　グランレジデンス石森201
債務者　長谷川絵理
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係